

改訂要旨

	段落・ページ等	見出し等	主旨
①	1 P I. 1 総則	根拠条例規程等の追加	斐川穴道水道企業団指定給水装置工事事業者規程
②	3 P II. 2 2.(1)	給水装置工事申請書類について	⑦設計審査申請書 ⑧～⑭ 頭の番号
③	1 2 P III. 4 2.	「メーター器」出庫の条件を記載	「メーター器を受け取る際は、……… 加入金を納付したことを証明できる書類を添付して提出すること。」
④	1 2 P III. 4 5.	その他(7)	検針期間中のメーター器を取替する場合、事前連絡することを追記。
⑤	1 3 P III. 4 6. (2)	アパート等のメーター設置	メーター配置図と一覧表の提出を追記。
⑥	2 1 P VI. 1、2	貯水槽水道の取扱い	簡易専用水道（小規模貯水槽水道）の設置等届出、管理状況の検査の義務を記載。
⑦	2 5 P VII資料1 II.	メーター器口径決定計算方法	(表4)注釈の追記 表4に記載の用途以外設備を設置する場合、根拠資料の添付